

生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）の誘致について

1 生物多様性条約と条約締約国会議（COP）の概要

(1) 生物多様性条約

目的	○生物の多様性の保全 ○生物多様性の構成要素の持続可能な利用 ○遺伝資源の利用から生じる利益の公正で衡平な配分
経緯	1992年、ブラジル・リオデジャネイロで開催された地球環境サミットにおいて、気候変動枠組条約及び生物多様性条約に各国が署名
締約国数	190の国と地域（2008年1月現在）
事務局	○国連環境計画（UNEP）の組織 所在地：カナダ・モントリオール

(2) 生物多様性条約締約国会議（COP）

概要	○生物多様性条約に基づき、2年ごとに開かれる環境分野では世界トップクラスの国際会議 ○COP（Conference of the Parties）とは、国際条約の締約国が集まって開催する会議のこと ○同条約に関連するカルタヘナ議定書（※）締約国会合（MOP：Meeting of the Parties）を併催
主催	条約事務局と開催国（政府）との共催
参加者	○条約締約国の閣僚・政府関係者、国際機関、NGO等 ○参加者数：約4,000名（COP8：ブラジル・クリチバの実績）
開催期間	約3週間
開催地	COP1 1994年11月 ハバマ・ナッソー COP2 1995年11月 インドネシア・ジャカルタ COP3 1996年11月 アルゼンチン・ブエノスアイレス COP4 1998年5月 スロバキア・ブラチスラバ COP5 2000年5月 ケニア・ナイロビ COP6 2002年4月 オランダ・ハーグ COP7 2004年2月 マレーシア・クアラルンプール COP8 2006年3月 ブラジル・クリチバ COP9 2008年5月 予定 ドイツ・ボン
COP10の主な議題	生物多様性2010年目標（※）の目標年に当たるため、達成状況の評価及び次期目標の枠組が議論される予定

（※）カルタヘナ議定書 遺伝子組換え農作物や微生物など、人為的に作られた新しい生物を環境へ導入する場合の適切な管理や評価制度の整備に関する国際的な枠組を規定したバイオセーフティに関する決議（2000年1月採択）

（※）2010年目標 生物多様性の損失速度を顕著に減少させる。（2002年COP6 オランダ・ハーグで採択）

2 誘致活動の経過と今後の予定

2006年 9月12日 11月14日	愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所及び（社）中部経済連合会の四者で国に対し COP10 の本県への誘致を希望
2007年 1月16日	愛知県名古屋市を国内候補地として COP10 開催立候補を閣議了解
6月13日	誘致委員会設立 (愛知県、名古屋市、名古屋商工会議所及び中部経済連合会により構成)
9月11日	誘致構想策定委員会 (13名の有識者により構成) 設置
2008年 3月21日	誘致構想を策定
5月12日 ～30日	「生物多様性条約第9回締約国会議(COP9)」(ドイツ・ボン)に参加 ◎ COP10 の開催国決定
7月～	支援実行委員会 (仮称) 設立 プレイベント開催等による広報・宣伝活動や会議の支援 関連事業に関する実施計画策定
2009年	プレイベントの開催
2010年	「生物多様性条約第10回締約国会議 (COP10)」開催

(参考) 誘致委員会、誘致構想策定委員会の構成

